

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 介護保険課
委託業務番号	令和5年度 長介保 第1031号
委託業務名称	要介護認定支援システムの更新、訪問調査システム導入及び保守業務委託
委託業務場所	長浜市役所 長浜市役所高月支所
業務の概要	介護認定審査会の審査事務を円滑に進めるために導入している「要介護認定支援システム」契約を延長し、老朽化した機器を更新し、引き続き適切な要介護認定業務を遂行することを目的とする。 同時に増加する認定調査に対応するためタブレットを利用した訪問調査業務システムを導入し、また日常的な作業に支障が生じないよう保守点検にかかる業務を委託する。
履行期間	機器更新、データ移行 契約締結日の翌日から 令和6年3月20日 訪問調査システム初期構築 契約締結日の翌日から 令和6年3月20日 介護認定システム利用・保守 令和6年4月1日から 令和8年3月31日 訪問調査システム利用・保守 令和6年4月1日から 令和8年3月31日
契約年月日	令和5年12月4日
契約額(税込)	32,191,390円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪市北区大淀中一丁目1番30号 [商号又は名称] 東芝デジタルソリューションズ株式会社 関西支社
契約相手方の選定理由	要介護認定業務にかかる事務システムは、国が仕様を作成する標準準拠システムへの移行が義務付けられていることから、今回導入するシステムは令和7年度末までの2年間使用するシステムとなるため、費用対効果と迅速な導入が可能になることを考慮して、現行システムの利用期間を延長し、保守の切れるハードウェアを更新する。 また、迅速、効率的に訪問調査業務を進めるためタブレットを活用した訪問調査システムを併せて整備するが、このシステムは要介護認定業務に係る事務システムと一体化なものであり、密接に関連しているので切り離すことができない。 このため、現行の要介護認定システムの更新は開発元であり、現在の保守業者である東芝デジタルソリューションズ株式会社関西支社を契約の相手方として選定する。
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。